

兵庫県公報

令和4年8月30日 火曜日 第341号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 液化石油ガス販売事業者の認定（消防保安課）	1
○ 漁船損害等補償法に基づく義務付保の届出（水産漁港課）	1
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	2
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	2
○ 昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部改正（同）	2
○ 平成30年兵庫県告示第534号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	3
○ 平成29年兵庫県告示第1124号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	3
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	3
○ 昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部改正（物品管理課）	4
○ 道路法による市町道に係る災害復旧に関する工事の代行の実施（但馬県民局）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	5
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	7

告 示

兵庫県告示第1016号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 氏名又は名称、住所及び法人にあっては、その代表者の氏名
小林康宏
丹波篠山市今田町黒石154-2

- 2 認定年月日及び認定番号
令和4年8月16日
第49号

兵庫県告示第1017号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県美方郡新温泉町芦屋812—1 松本 齋 同 県同 郡同 町諸寄3265 濱根 秀樹	浜坂町	浜坂漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和4年8月30日から同年9月13日まで

(2) 縦覧場所

浜坂町加入区 兵庫県美方郡新温泉町芦屋633番地の1 浜坂漁業協同組合



兵庫県告示第1018号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成30年兵庫県告示第763号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和4年9月7日限りで消滅する。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

富島 加入区
室津浦 加入区



兵庫県告示第1019号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和4年9月8日から発生する。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

富島 加入区
室津浦 加入区



兵庫県告示第1020号

昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第125条の2に規定する養殖業中

「

尾崎加入区 一宮町漁業協同組合の地区のうち尾崎の区域
郡家加入区 一宮町漁業協同組合の地区のうち郡家の区域
江井加入区 一宮町漁業協同組合の地区のうち江井の区域

」

を

「

一宮町加入区 一宮町漁業協同組合の区域

」

に改める。



兵庫県告示第1021号

平成30年兵庫県告示第534号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

大原(5) I (101070620)の項中別図5を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1022号

平成29年兵庫県告示第1124号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

下谷上(2) I (101070347)の項中別図74を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1023号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第541号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大原(4) I (101070619)	神戸市北区大原1丁目（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大原(5) I (101070620)	神戸市北区大原1丁目（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり



兵庫県告示第1024号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定より、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西宮市	阪神間都市計画地区計画	西宮マリナパークシティ戸建地区地区計画



兵庫県告示第1025号

昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

別表（第6関係）

(2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約

受付 区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準 受付	電子申請	令和4年12月1日から同月28日まで	令和5年4月1日	令和8年3月末日
		令和5年1月4日から同月13日まで		
追加 受付	電子申請	令和5年4月10日から令和7年9月30日まで	毎月1日から同月 末日までの申請受 付分は翌々月の1 日	
一般 競争 入札	書面申請	随時	資格を認定した日	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の告示の規定は、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約の競争入札に参加できる者の資格については令和5年3月末日まで適用する。



兵庫県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第17条第8項の規定による市町道に係る災害復旧に関する工事を次のとおり行う。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

路線名	工事の区間	工事の開始の日
新温泉町道久谷桃観線	美方郡新温泉町久谷字キグワ926番1地先から 同 郡同 町久谷字大平井932番1地先まで	令和4年8月30日

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ラ・ムー三木大村店

- 所在地 三木市大村字城ノ前574—3 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 大黒天物産株式会社
住所 岡山県倉敷市堀南704番地の5
代表者の氏名 大賀昭司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名又は名称 住所 代表者の氏名
大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南704番地の5 大賀昭司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年4月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,660平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
65台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
47台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
112平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
9.4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
出入口4箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和4年8月17日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
令和4年8月30日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
令和5年1月4日
- (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対

し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 やぶYタウン

所在地 養父市上箇153番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称                 | 住所                 | 代表者の氏名 |
|--------------------|--------------------|--------|
| 養父町開発株式会社          | 養父市小城567番地         | 廣瀬 榮   |
| 株式会社パリミキ           | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 | 澤田 将広  |
| 有限会社朝倉酒食料品店<br>外4者 | 養父市八鹿町八鹿1059番地     | 朝倉 治   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称                 | 住所                 | 代表者の氏名 |
|--------------------|--------------------|--------|
| 養父町開発株式会社          | 養父市小城567番地         | 廣瀬 榮   |
| 株式会社三城             | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 | 澤田 将広  |
| 有限会社朝倉酒食料品店<br>外4者 | 養父市八鹿町八鹿1059番地     | 朝倉 猛   |

イ 変更後

| 名称                 | 住所                 | 代表者の氏名 |
|--------------------|--------------------|--------|
| 養父町開発株式会社          | 養父市小城567番地         | 廣瀬 榮   |
| 株式会社パリミキ           | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 | 澤田 将広  |
| 有限会社朝倉酒食料品店<br>外4者 | 養父市八鹿町八鹿1059番地     | 朝倉 治   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称                 | 住所                 | 代表者の氏名 |
|--------------------|--------------------|--------|
| コーナン商事株式会社         | 堺市西区鳳東町四丁目401番地1   | 疋田 直太郎 |
| 株式会社三城             | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 | 澤田 将広  |
| 有限会社朝倉酒食料品店<br>外6者 | 養父市八鹿町八鹿1059番地     | 朝倉 猛   |

イ 変更後

| 名称                 | 住所                 | 代表者の氏名 |
|--------------------|--------------------|--------|
| コーナン商事株式会社         | 堺市西区鳳東町四丁目401番地1   | 疋田 直太郎 |
| 株式会社パリミキ           | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 | 澤田 将広  |
| 有限会社朝倉酒食料品店<br>外6者 | 養父市八鹿町八鹿1059番地     | 朝倉 治   |

4 変更年月日

令和4年4月1日ほか

5 届出年月日

令和4年8月15日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年8月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年1月4日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 仮称ファッションセンターしまむら太子店

所在地 揖保郡太子町東南字小山643番1、他8筆

#### 2 法第8条第1項の規定により太子町から述べられた意見の概要

騒音レベル予測は基準内となっているが、設備、荷さばき施設及び駐車場から発生する騒音について、周辺住民からの苦情等が発生することのないように、定期的な会議や保守点検により発生の防止に努めること。

また、西側及び南側については住居が非常に近いので、できるだけ音を立てないよう細心の注意を払うこと。

#### 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年8月30日から1月間